

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

## 【告示】

- 岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正  
（県例規集登載）
- 予算の要領の公表

労働雇用政策課

財政課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第九十号

昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成二十六年分の補助金から適用する。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表産業労働部の部岡山県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金の項中「失業者の」を「失業者及び従業者の」に、「短期の雇用・就業機会の創出・提供のために、民間企業」を「雇用・就業機会の創出・提供及び従業者の処遇の改善のために、民間企業」に改める。

平成26年2月28日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第九十一号

平成二十六年二月二十八日に岡山県議会定例会で議決を経た予算の要領は、次のとおりである。

平成二十六年二月二十八日

岡山県知事

伊原木

隆

太

平成25年度岡山県一般会計補正予算（第5号）

平成25年度岡山県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額 656,821,458 千円に歳入歳出それぞれ16,280,397千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,101,855千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 165,845,133	千円 1,939,965	千円 167,785,098
	1 地方交付税	165,845,133	1,939,965	167,785,098
7 分担金及び負担金		5,590,011	149,124	5,739,135
	1 負担金	5,590,011	149,124	5,739,135
9 国庫支出金		71,511,772	7,096,840	78,608,612
	1 国庫負担金	37,833,634	760,000	38,593,634
	2 国庫補助金	32,552,288	6,336,840	38,889,128
10 財産収入		1,726,300	134	1,726,434
	1 財産運用収入	823,392	134	823,526
12 繰入金		29,893,257	744,600	30,637,857
	2 基金繰入金	24,687,044	744,600	25,431,644
13 諸収入		11,153,965	22,634	11,176,599
	7 雑入	3,889,767	22,634	3,912,401
14 県債		107,971,500	6,327,100	114,298,600
	1 県債	107,971,500	6,327,100	114,298,600
歳入合計		656,821,458	16,280,397	673,101,855

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	41,273,014	458,000	41,731,014
	1 総務管理費	19,130,637	430,000	19,560,637
	8 県民生活費	1,473,774	28,000	1,501,774
3	民生費	96,776,967	302,746	97,079,713
	1 社会福祉費	81,853,107	3,675	81,856,782
	2 児童福祉費	13,496,299	299,071	13,795,370
4	衛生費	19,070,643	236,258	19,306,901
	1 公衆衛生費	6,700,052	32,258	6,732,310
	4 医薬費	9,108,026	204,000	9,312,026
5	労働費	3,769,999	1,950,000	5,719,999
	1 労政費	2,523,210	1,950,000	4,473,210
6	農林水産業費	37,101,545	2,557,004	39,658,549
	1 農業費	8,192,565	632,471	8,825,036
	3 農地費	14,461,194	706,786	15,167,980
	4 林業費	10,142,321	1,217,747	11,360,068
8	土木費	57,293,408	6,817,817	64,111,225
	1 土木管理費	6,337,595	1,650,000	7,987,595
	2 道路橋りょう費	30,910,532	2,336,000	33,246,532
	3 河川海岸費	10,007,950	2,267,365	12,275,315
	4 港湾費	6,606,826	327,993	6,934,819
	5 都市計画費	2,180,665	236,459	2,417,124
10	教育費	175,682,631	3,958,572	179,641,203
	4 高等学校費	32,110,343	3,510,768	35,621,111
	5 特別支援学校費	15,589,637	260,978	15,850,615
	7 社会教育費	2,475,978	186,826	2,662,804
歳出合計		656,821,458	16,280,397	673,101,855

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	公共施設老朽化対策等事業	430,000
3 民生費	2 児童福祉費	子どもを健やかに生み育てる活動推進事業	112,000
4 衛生費	4 医薬費	医療施設等施設整備事業	204,000
6 農林水産業費	1 農業費	農林水産業基盤整備事業	230
		地域活性化・安全安心事業	200,000
	3 農地費	農業生産基盤整備事業	229,576
		農道整備事業	75,010
		農地防災事業	402,200
	4 林業費	治山事業	66,100
		造林補助事業	195,509
		林道整備事業	36,010
8 土木費	1 土木管理費	地域活性化・安全安心事業(基盤整備)	450,000
		地域活性化・安全安心事業(維持修繕)	1,200,000
	3 河川海岸費	砂防関係事業	373,264
	4 港湾費	港湾改修事業	159,993
		港湾海岸保全事業	100,000
	5 都市計画費	都市公園整備事業	236,459
10 教育費	4 高等学校費	県立高等学校校舎等整備事業	3,510,768
	5 特別支援学校費	特別支援学校校舎等整備事業	260,978

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

## 2 変 更

款	項	事 業 名	補正前	補正後
8 土 木 費			千円	千円
	2	道路橋りよう費		
		道路整備事業	60,000	140,000
		地方道路整備事業	141,000	2,387,000
	3	河川海岸費		
	河川改修事業	120,000	1,158,000	
	えん堤整備事業	114,400	270,501	

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
道路整備事業費	平成25年度から 平成26年度まで	620,000千円

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

## 2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県立高等学校校舎等整備事業	平成26年度から 平成27年度まで	2,217,957千円	補正前に同じ	3,600,190千円

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>土木債 都市公園整備事業費</p>	<p style="text-align: right;">千円 118,000</p>	<p>債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法により、財務省その他から借り入れるものとする。ただし、債券発行の種類、様式及び償還に関する細目その他一切の事項は、知事の定めるところによる。工事又は財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。</p>	<p>年5.5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p>	<p>据置期間を含み30年以内償還するものとする。（償還の時期及び償還金は、借入先の融通条件に従うものとする。）ただし、県財政の都合により、据置又は償還期間中といえども、償還年限を短縮し、又は繰上償還を行い、若しくは借換を行うことができる。</p>

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

## 2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
農林水産業債		債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）又は普通貸借の方法により、財務省その他のから借り入れるものとする。ただし、債券発行の種類、様式及び償還に関する細目その他一切の事項は、知事の定めるところによる。工事又は財政の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することができる。	年5.5%以内（ただし、利率の見直し方式で借り入れるものについては、利率の見直した後は、当該見直しの利率）	据置期間を含み30年以内償還とする。（償還の時期及び償還金は、借入先の融通条項に従うものとする。）ただし、県財政の都合により、据置又は償還期間中といえども、償還年限を短縮し、又は繰上りを行い、若しくは借換を行うことができる。		補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
農業生産基盤整備事業費	555,100				568,900			
農道整備事業費	917,000				932,900			
治山事業費	548,300				581,100			
林道整備事業費	191,900				209,800			
土 木 債								
道路整備事業費	788,200				824,000			
国直轄道路事業負担金	1,867,600				1,877,400			
地方道路整備事業費（道路）	3,746,800				4,592,900			
河川改修事業費	1,591,100				2,107,500			
えん堤整備事業費	134,500				194,700			
国直轄河川事業負担金	680,500				1,380,400			
砂防関係事業費	767,600				944,900			
港湾海岸保全事業費	193,400				237,200			
国直轄港湾事業負担金	1,251,400				1,295,400			
教 育 債								
高等学校校舎等整備事業費	647,000				4,099,000			
特別支援学校校舎整備事業費	1,740,900				1,984,300			

平成25年度岡山県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度岡山県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額5,627,952千円に歳入歳出それぞれ210,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,837,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 3,064,595	千円 35,000	千円 3,099,595
	1 負担金	3,064,595	35,000	3,099,595
2 国庫支出金		1,177,841	140,000	1,317,841
	1 国庫補助金	1,177,841	140,000	1,317,841
3 繰入金		692,149	200	692,349
	1 一般会計繰入金	692,149	200	692,349
6 県債		395,300	34,800	430,100
	1 県債	395,300	34,800	430,100
歳入合計		5,627,952	210,000	5,837,952

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土木費		千円 5,627,952	千円 210,000	千円 5,837,952
	1 流域下水道費	4,779,603	210,000	4,989,603
歳出合計		5,627,952	210,000	5,837,952

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

第2表 繰越明許費補正  
追 加

款	項	事業名	金額
1 土 木 費	1 流域下水道費	流域下水道建設事業	千円 210,000

# 平成26年2月28日 岡山県公報 号外

第3表 地方債補正  
変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設事業	千円 395,300	債券発行（他の公共団体共同を含む。）又は普通貸借法によるものとする。ただし、債券の種類、償還の方法及び償還の細目その他事項は、定めるところによる。又は、工事の都合により、起債額又は翌年度に繰り越すことができる。	年5.5%以内（ただし、見直し方式で借り入れるものについては、見直し後の利率）	据置期間を30年以内とする。（償還の時期及び償還金は、借入通条に従うものとする。）ただし、県財政の都合により、据置期間中も、償還を短縮し、又は繰上し、若しくは行うことができる。	千円 430,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ